

令和 6 年度

健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

令和 6 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算による健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

令和 7 年 8 月 5 日

忠岡町長 是 枝 綾 子 様

忠岡町監査委員 前 田 成 弘

忠岡町監査委員 小 島 み ゆ き

意 見

第1 審査の対象

令和6年度決算による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の日

令和7年8月5日

第3 審査場所

忠岡町役場 3階 交流センター

第4 審査の方法

審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に適合しているか、計数に誤りはないか、関係書類が適正に作成されているか等について通常実施すべき審査手続を実施した。

第5 審査の結果

町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について照合審査した結果、各数値は法令に適合し、適正に作成された関係書類に基づき算出され、計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認した。

I 健全化判断比率

令和6年度決算による健全化判断比率は下記のとおりである。

区分	本町の数値	国 基 準		算 式
		本町の早期健全化基準	本町の財政再生基準	
① 実質赤字比率 (%)	—	15.0	20.0	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
② 連結実質赤字比率 (%)	—	20.0	30.0	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
③ 実質公債費比率 (%) (3か年平均)	5.0	25.0	35.0	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
④ 将来負担比率 (%)	7.5	350.0	基準なし	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$

II 資金不足比率

令和6年度決算による公営企業の資金不足比率は下記のとおりである。

区 分	本町の数値	国 基 準		算 式
		経営健全化基準 (早期健全化基準 に相当する基準)	本町の財政再生団 体基準	
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0%	基準なし	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

本町の令和6年度決算に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断比率(4指標)等の状況は、次のとおりである。(3ページ参照)

① 実質赤字比率

これは、普通会計(一般会計が対象)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、令和6年度は、歳入で町税や地方交付税などが増加したことにより、実質収支は1億7,390万1千円の黒字となり、実質赤字比率は、国基準内となった。

② 連結実質赤字比率

これは、普通会計に国民健康保険事業勘定特別会計等の特別会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、令和6年度は、全会計において黒字となり、連結実質赤字比率は、国基準内となった。

③ 実質公債費比率

これは、一般会計等が負担する町債等に係る元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、令和6年度は、普通交付税の増や町民いこいの広場整備事業債が償還完了となったことなどにより、比率が改善し、実質公債費比率は、5.0%となった。

④ 将来負担比率

これは、本町の全会計を対象として、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率で、令和6年度は、普通交付税の追交付により標準財政規模が増加したこと、充当可能基金が増加したことや地方債の返済を着実に実行していることから、数値年々減少しており、将来負担比率は、7.5%となった。

⑤ 公営企業における資金不足比率(4ページ参照)

これは、下水道事業会計における事業の規模に対する資金が不足する比率で、令和6年度は基準内となった。下水道事業会計は、今後、インフラの老朽化に伴う更新事業等に備えるため、適切な経営を実施していく必要がある。

財政健全化4指標 参考資料

普通会計

・一般会計			実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
・国民健康保険事業勘定特別会計 ・介護保険特別会計 ・後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計	・下水道事業会計		資金不足比率			
一部事務組合等 ・後期高齢者医療広域連合 ・大阪広域水道企業団						